

No.132

緑の子

発行
編集

鎌ヶ谷市青少年センター

☎273-0101

鎌ヶ谷市富岡2-6-1

(生涯学習推進センター内)

☎047-445-4393

自転車は 車のなかま

自転車に乗るときは ルールとマナーを守りましょう

自転車は誰もが気軽に乗れて、免許も必要がありません。今までは罰則もなく、危険な自転車運転者による事故やトラブルも増えていきます。悪質な自転車の交通マナーを取締るために改正道路交通法が平成二十七年六月一日から施行されました。

自転車の事故では、被害者となることもあれば、加害者となることもあります。加害者となった場合は損害賠償の責任が生じ、賠償額が高額になることもあります。

Ⅱ 自転車での加害事故の例Ⅱ

○男子小学生(十一歳)が夜間帰宅途中に自転車で行行中、歩道と車道の区別のない道路で、歩行中の女性(六十二歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 賠償額九、五二一万円の判決)
○男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(二十四歳)と衝突。

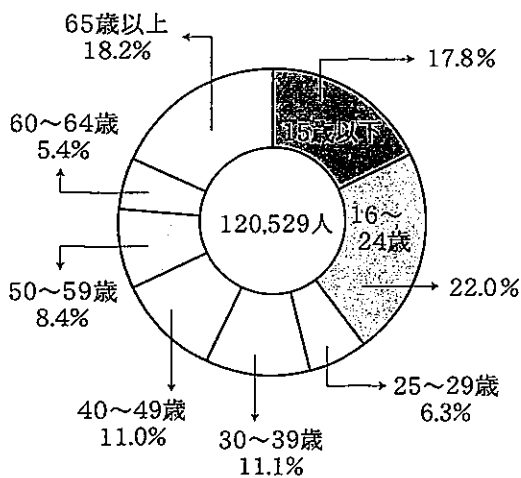
男性に重大な傷害(言語機能の喪失等)が残った。
(東京地方裁判所 賠償額九、二六六万円の判決)
(賠償額は、判決文で加害者が支払いを命じられた額。金額は概算額。日本損害保険協会調べ)

Ⅱ 自転車乗用中の事故の数Ⅱ

平成二十五年には、自転車乗用中の交通事故が一、二一、〇四〇件発生しています。これはなんと四分二十秒に一件の割合で自転車事故が発生していることとなります。また、自転車乗用中の死者数は一、二〇、五二九人で、交通事故全体の死者数の十五、三%を占め、これは歩行中の死者者のおよそ二倍と高い数値を示しています。

年齢別の死者の割合をみると、十五歳以下が十七、八%。十六歳〜二十四歳が二十二%であり、死者の約四割が子どもと若者であることがわかります。

(二十六年交通白書。警察庁「平成二十五年中の交通事故の発生状況」から)



Ⅱ 違反行為として十四項目が

指定されましたⅡ

- ① 信号無視
 - ② 通行禁止違反
 - ③ 歩行者用道路での徐行違反
 - ④ 通行区分違反（路側帯の通行など）
 - ⑤ 路側帯通行時での歩行者通行妨害
 - ⑥ 遮断機の下りた踏切への侵入・立入り
 - ⑦ 交差点で右折する場合の直進車の妨害など
 - ⑧ 交差点での優先車妨害等
 - ⑨ 環状交差点の安全進行義務違反
 - ⑩ 指定場所一時不停止
 - ⑪ 歩道通行時の通行方法違反
 - ⑫ ブレーキ不良の自転車運転
 - ⑬ 酒酔い運転
 - ⑭ 携帯電話を使用するなど安全運転義務違反
- 道路交通法上では自転車は「軽車両」となっていて、自動車やバイクと同じ扱いになっています。違反をすると罰則もあります。満十四歳以上は全ての人が対象となります。
- ◇ 自転車は車道通行が原則
- ◇ 通行するときは車道の左側
- ◇ 歩道を通行するときは歩行者優先
- ◇ 幼児・児童はヘルメットをかぶる
- ◇ 夜間走行中は必ず前照灯を点灯する
- ◇ 二人乗り・並列走行禁止
- ◇ 走行中の傘さし・携帯電話・イヤホン禁止
- 事故を起こさないためにも、自転車の交通ルールを「家庭でも話し合ってください。」

“心の教育講演会” 受講しました。

「子どもたちを取り巻くネット環境」(ツイッター、ライン、スマホの危険性についてと題した、全国webカウンセリング協議会理事長の安川雅史先生の貴重なお話を拝聴してきました。メディアなどでも活躍されている安川先生は、どこにでもある身近な実例を紹介しながらのお話で大変参考になりました。

昨今では、どこの会社の採用試験でも学力はもとより、採用しようとする人のネット上での個人の評判を一番信じる世界になってきているとのことです。

また、いろいろな事件での被害者の立場であっても個人情報やネット上で検索し調べる人がいるので、ネット上に実名や、本人だけで無く家族や出身校などありとあらゆる情報が公表されてしまいます。

このように、ネット上にいろいろな情報が載るといふことは全世界の(大人を含む)人が見ており、一度書き込みされた情報は、削除することが非常に困難なことであるということを知ることが必要になります。

このような話しだけでは、とても怖いものだと思いますが、ネットは便利なことも沢山ありますので、便利な分だけリスクも伴うということを認識し、日頃から必要のない個人情報などは安易な気持ちで載せないようにしたいものです。

子どもだけに限らず、大人も正しい知識を持ち未来ある子どもたちを指導していきたいと思えます。

また、ネット依存の子どもたちから、パソコン

やスマホ或いはネットゲーム機器を取り上げると、暴言や暴行等の問題行動が表れ、家族とのコミュニケーションや、勉強時間が不足になり学力低下などの悪影響を及ぼすことがあります。

簡単に使えるツイッターや、ラインなどもきちんとした危機管理のもと使用する前の指導が必要だと改めて思いました。

子どもに携帯を持たせる前にフィルタリングをかける事、ラインに登録するときは初期設定で無制限に友だちを追加出来ないように「友だちへの追加をOFFに設定する」などの危機意識を持つことが大切です。そうすることで不要なライン仲間を増やすことがなくなります。

また、ネット関連事案のリスクなどについての指導も必要だと痛感しました。

子どもたちが安易に利用できるツイッターやラインは、一歩間違えば人権侵害や、文字の変換によってトラブルの元となったり、いじめの原因になったり悪影響を及ぼすことがあります。

表面上の言葉は、ほとんど意味がない事を教え、本当に心配してくれる友を選び、生命の大切さを感じさせる必要があります。子どもたちとは、納得出来るように会話をすることが信頼関係を築けるものです。

また、面白半分動画や個人情報載せることによつて、将来不利益になる危険性があるということなども保護者の毅然とした指導教示が必要であると改めて痛感させられました。

ネット被害 どう防ぐ？

スマートフォンの普及で、子どもたちの間にネットによるトラブルが広がっています。友だちとの約束の場所に行くときにスマホの画面に「なんで来るの」の文字が……。発信した方は、交通手段を尋ねるために「なんで（どんな方法で）来るの」と問いかけたのに対し、受信者は「どうして来るの」と理由を問いただされたと受け止めた。こんなささいな行き違いが原因で陰湿ないじめに発展することもあるようです。

スマホはパソコン。ウイルス感染もあり、一歩間違えると大変なことになります。子ども可愛さもあってか、安易に買い与えている親も多いとか。

フィルタリングはしていますか？ フィルタリングは車で例えれば命を守る“シートベルト”にあたります。子どもに言われるまま解除することは、これも無責任です。

スマホを取り上げても効果はその場限りです。大切なのは正論ではなく、「心を動かす言葉」だとか。身近な友だちこそ大切にさせることや、日常のコミュニケーションに心を配ることこそが大事なように感じます。私たち大人が、ネット環境に潜んでいる危険性について学び、問題行動の未然防止・早期発見・早期対応を心がけていきましょう。



平成27年4月～9月までの補導状況は表のとおりです。（平成27年9月25日現在）

◆街頭補導

学識別 行為別	小学生		中学生		高校生		有職少年		無職少年		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
自転車二人乗り	・	4	18	4	19	8	・	・	・	・	53
自転車無灯火	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	0
危険箇所出入り・遊び	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	0
たむろ	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	0
喫煙	・	・	・	・	・	・	4	・	1	・	5
怠学	・	・	3	・	・	・	・	・	・	・	3
その他	11	・	・	・	5	・	・	・	・	・	16
合計	11	4	21	4	24	8	4	0	1	0	77

声かけをした件数を前年度同期と比べると、前年度169件に対し、77件と激減しています。（-92件）

行為別では、自転車二人乗り（-51件）たむろ（-15件）喫煙（-18件）怠学（-1件）その他（-7件）となっています。

学識別では、小学生（-12件）中学生（-21件）高校生（-51件）となっています。引き続き「愛のひと声」をお願いします。

◆補導実施状況

形態別	補導回数	従事者				合計
		補導員	学校	職員	その他	
計画補導	65	112	9	66	・	187
夜間補導	10	7	8	8	・	23
随時補導	129	・	・	158	・	158
行事特別補導	17	・	・	45	・	45
市内一斉パトロール	1	51	13	7	12	83
列車パトロール	・	・	・	・	・	0
隣接補導	・	・	・	・	・	0
合計	222	170	30	284	12	496



